

「インボイス制度」負担軽減措置及び追加改正等について

インボイス制度導入が目前に迫り、取引先からのお問い合わせも増えてきているのではないのでしょうか？これまで免税事業者だった会社や個人事業主の方は、課税事業者を選択しなかった場合、値引き交渉されるのではないかと取引が打ち切られてしまうのではないかとなどの不安があります。

また、課税事業者を選択した場合には、消費税申告のための事務負担も増えますし、消費税の納税をしなくてはなりませんので、税負担も増えてしまいます。

そのため、課税事業者を選択するのか？免税事業者のままなのか？の判断に悩まれている方も多いと思います。こうした事情があり、令和5年度税制改正では、下記のような負担軽減措置が取られることになりました。



⑤ 事務負担軽減措置【少額特例】

インボイス制度導入後も、次のような場合には**一定の事項を記載することで**、仕入税額控除ができ、**帳簿のみの保存で、適格請求書の保存は免除**されます。

- (1) 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- (2) **適格簡易請求書の記載事項**（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引
- (3) 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等
- (4) 古物営業・質屋・宅地建物取引業を営む者のインボイス発行事業者以外からの古物・質物・建物取得及び購入
- (5) インボイス発行事業者以外からの再生資源・再生部品の購入
- (6) 自動販売機・自動サービス機からの3万円未満の商品の購入等
- (7) 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス
- (8) **1万円未満の課税仕入【少額特例】**

ただし、(8)については下記①～③の条件があります。

①適用対象者

- ・基準期間における課税売上高1億円以下の事業者、または
- ・特定期間における課税売上高5000万円以下の事業者

②適用期間

2023年10月1日～2029年9月30日まで6年間

（2029年10月1日以後に行う課税仕入れについては、この適用はありません。）

③対象となる少額取引とは？

税込で1万円未満の課税仕入

判定の単位は、1回の取引の合計額が1万円未満であるかどうかにより判定します。

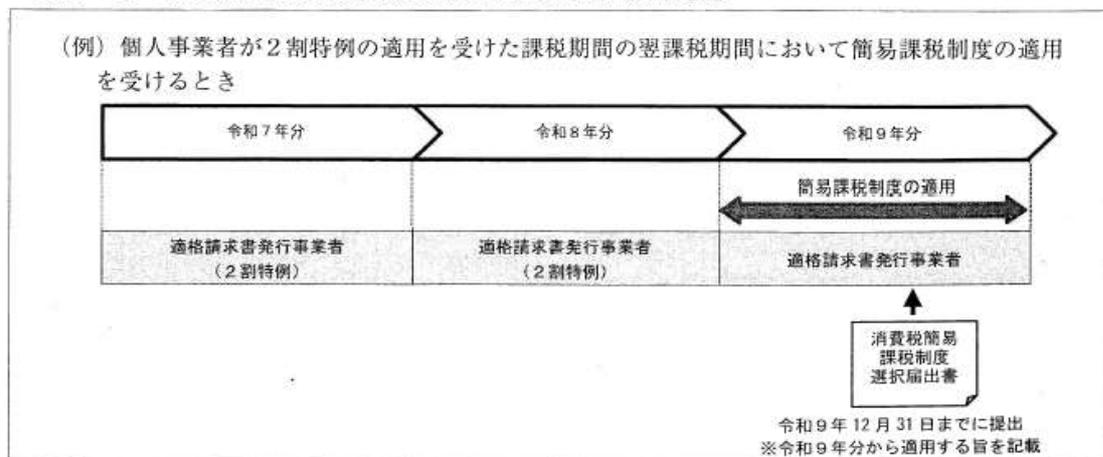
（例）9,000円と8,000円の商品を同時に購入した場合は、合計が1万円を超えるので、対象となりません。

- 「帳簿のみの保存の場合」の記載事項について
 - ① 課税仕入れの**相手先の氏名**（または名称）
 - ② 課税仕入れを行った**年月日**
 - ③ 課税仕入れにかかる資産または役務の**内容**
 - ④ 課税仕入れが**軽減税率対象**資産の場合は、**その旨（軽減税率8%）**
 - ⑤ 支払い対価の**金額**
 - ⑥ **帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入に該当する旨**
「3万円未満の鉄道料金」/「1万円未満の〇〇代」などと記載
 - ⑦ **仕入れの相手方の住所または所在地**
「〇〇市 自販機」・「××銀行〇〇支店ATM」等
「〇〇市」までで結構です。（正確な地番は不要です。）

⑤ 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例） 後の簡易課税選択について

簡易課税制度を適用して申告する場合には、原則、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。この点、2割特例の適用者がその適用を受けた課税期間の**翌課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出**すればその課税期間の初日の前日に提出したものとみなす特例が設けられました。

図表-5 消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例



⑤ 免税事業者との価格交渉について

【想定事例】

○ 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者^(注)に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告した。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同率の控除ができることとされている。

① 文書の発出

いきなり何だろう…？

経過措置はあるけど、免税事業者だから、消費税相当額を支払う必要はないわね

取引先 A (免税事業者)

取引先 B (免税事業者)

発注事業者 (課税事業者)

② 文書には…

通告

インボイス制度の実施後も課税事業者^(注)に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げます。

➤それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！



発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者^(注)に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。例えば、免税事業者が取引価格の維持を求めたにもかかわらず、取引価格を引き下げる理由を書面、電子メール等で免税事業者^(注)に回答することなく、取引価格を引き下げる場合は、これに該当します。また、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

したがって、取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して「取引価格の引き下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分」について「免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮」したうえで、「双方納得」の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題にならないとしています。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。